公　募　説　明　書

防府市新築地町防災広場（通称：メバル公園。（以下「メバル公園」という。））に災害対応型自動販売機を設置する事業者に係る公募を実施しますので、公募参加希望者は内容を熟知の上、応募してください。

なお、選考は関係法令及び次に定めるところにより一般競争入札に準ずる方法（以下「入札」という。）で実施します。

1　公募に付する事項

(1)　名　　称：メバル公園に災害対応型自動販売機を設置する事業者

(2)　設置期間：令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

ただし、設置期間満了前であっても山口県若しくは防府市が港湾の整備又は維持管理のため特に必要があると認めた場合は、設置を取りやめることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

(3)　設置場所及び公募物件

①　設置場所：メバル公園（防府市新築地町２番地１：別添配置図参照）

②　公募物件：「メバル公園に災害対応型自動販売機を設置する事業者公募仕様書」を参照のこと。

2　公募(入札)参加資格

応募できる者（入札に参加できる者）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者又は同条第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(2)　国税及び防府市税（法人の場合は法人市民税、個人の場合は市民税（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税。）の滞納がないこと（防府市税にあっては法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）。

(3)　公示日から入札執行の時までの間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　入札に参加しようとする者（法人の場合は代表者、個人の場合はその者。）が防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6)　法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

(7)　上記(5)及び(6)に該当する者が条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
(8)　自動販売機の設置業務において、２年以上の実績を有していること。
(9)　法人の場合は、山口県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。個人の場合は、防府市内に住所を有する者であること。

3　公募参加資格の審査等

参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、公募参加資格の審査を受けなければならない。ただし、令和８・９年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、提出する申請書等の一部を省略できるものとする。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果公募参加資格を有しないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1)　提出する申請書等

別紙「メバル公園に災害対応型自動販売機を設置する事業者に係る公募参加資格審査申請提出書類一覧表」のとおり。

(2)　提出方法

①　提出期間：令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月４日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

②　提出先：〒７４７－８５０１
山口県防府市寿町７番１号
防府市河川港湾課
電話　０８３５－２５－２４６７

③　提出方法：申請書等の提出は、一般書留若しくは簡易書留による郵送（令和８年１２月４日（金）必着）又は持参して提出するものとする（宅配便による提出は不可とする。）。

(3)　資格審査の結果通知

公募参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、公募参加資格を有しないと認めた者については、その理由を付した書面を令和８年１２月１４日（月）までに発送する。

(4)　その他

①　申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

②　防府市長は、提出された申請書等を公募参加資格の審査以外に参加者に無断で使用しない。

③　提出された申請書等は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

4　契約条項を示す場所

上記**３の（２）の②**の提出先に同じ

5　仕様書等に関する質問の受付・回答について

仕様書等の内容に関する質疑事項は、次のとおり受け付け、随時、ホームページにより回答する。

なお、電話及び窓口等の個別対応は行わない。

(1)　質問の提出方法

別添「仕様等に関する質問・回答書（第８号様式)」に内容を簡潔にまとめ、ＦＡＸにより提出すること。

①　提出先：上記**３の（２）の②**の提出先に同じ

②　提出期限：令和８年１２月４日（金）　午後５時１５分まで

③　提出方法：ＦＡＸ（０８３５－２５－５８９９）での提出とする。

(2)　質問の回答方法

質問受付後から令和８年１２月１４日（月）までの間に、防府市ホームページに回答書を随時掲載する。

6　現地確認について

設置場所を確認する場合は、上記**３の（２）の②**の担当課に連絡すること。

7　契約書の作成及び契約保証金

(1)　契約書の作成は、令和９年１月６日（水）までに行う。

(2)　落札者は、本市が作成した契約書に記名押印しなければならない。

(3)　契約保証金は免除とする。

8　入札方法等

(1)　入札書の提出期限等

①　提出期限：令和８年１２月２３日（水）　午後５時１５分　必着

②　提出先：上記**３の（２）の②**の提出先に同じ

③　提出方法：一般書留若しくは簡易書留のいずれかによる（左記に示す方法以外での提出は無効とする。)。

封筒様式等は別紙「郵便入札の入札方法」によること。

(2)　入札保証金：免除

(3)　売上手数料率入札書について

入札参加者は、売上手数料率入札書（第９号様式）（以下「入札書」という。）を作成すること。

入札書は、記名押印の上、商号又は名称、件名及び物件番号を記載した封筒に入れ、封筒を入札書に押印した印にて封かんすること。

封かんした入札書入りの封筒は「郵便入札の入札方法」に則って作成した外封筒に入れ送付し提出すること。

(4)　入札書の記載方法

入札書に記載する売上手数料率（消費税率及び地方消費税率の標準税率１０％を含む。）は、小数第一位までを記載すること。

9　開札等

(1)　開札日時等

開札は下記に示す日時及び場所にて行う。なお開札については入札参加業者を立ち会わせず、代わりに入札事務に関係のない市職員に立ち会わせるものとする。

①　日時：令和８年１２月２４日（木）午前９時

②　開札場所：防府市役所本館７階　入札執行室

(2)　開札方法等

①　入札執行回数は、１回とする。

②　入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。

③　提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。

(3)　無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①　入札参加資格のない者がした入札

②　入札価格（売上手数料率)、氏名その他の事項を確認できない入札

③　入札価格（売上手数料率）を加除訂正した入札及び記名押印のない入札

④　入札者が同一事項について２以上の入札をした入札

⑤　談合その他不正な行為があったと認められる入札

⑥　郵便入札の入札方法によらない入札

⑦　上記**８（１）**に示す提出期限を過ぎて到着した入札

⑧　封筒記載の物件名及び入札参加者名と同封された入札書の物件名及び入札参加者名が相違する入札

⑨　入札条件に違反した入札

(4)　落札者の決定方法

①　市が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②　落札となるべき同率の入札をした者が２人以上あるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(5)　入札参加者への結果通知

落札決定後、準備が整い次第、全参加者へ落札決定のＦＡＸを送付する。

10　落札後の事務処理

落札者に決定した者は、下記の書類を提出して契約締結等の手続を行うこと。

①　メバル公園に設置する災害対応型自動販売機による販売に関する契約書

②　自動販売機の管理関係証明書（第 10 号様式）

③　災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する覚書

11　指示事項

入札及び契約に関して必要な費用は、入札参加者の負担とする。